

# ブロック塀等安全対策事業のご案内

喜多方市では、震災に強いまちづくりを推進するため、避難路沿いにある建築基準法に適合しない又は、地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除去・改修・建替えについて、費用の一部を予算の範囲内で補助します。

## 1 補助対象となるブロック塀等

- ・ 避難路沿いのブロック塀等で、地震等で倒壊する恐れのあるもの

＊避難路：国・県・市道、通学路、一般交通の用に供されている道、建築基準法第42条に定める道路  
＊ブロック塀等：コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀

## 2 対象となる工事

- ・ ブロック塀等の『除去・建替え・改修工事』

＊喜多方市内に本店又は支店等を置く工事施工者に依頼してください。

## 3 補助金額

- ・ 対象工事に要する費用の 2/3以内かつ 15万円以内

## 4 申し込みができる方

- ・ 次のすべてに該当する方

①個人  
②市税の滞納をしていない方  
③当該ブロック塀等の所有者又は当該ブロック塀等の所有者と同一世帯に属する方  
④喜多方市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない方

## 5 募集期間

令和3年6月1日（火曜日）から令和3年9月30日（木曜日）まで

※募集件数に達し次第、受付を締め切ります。

## 6 募集件数

5件（先着順）

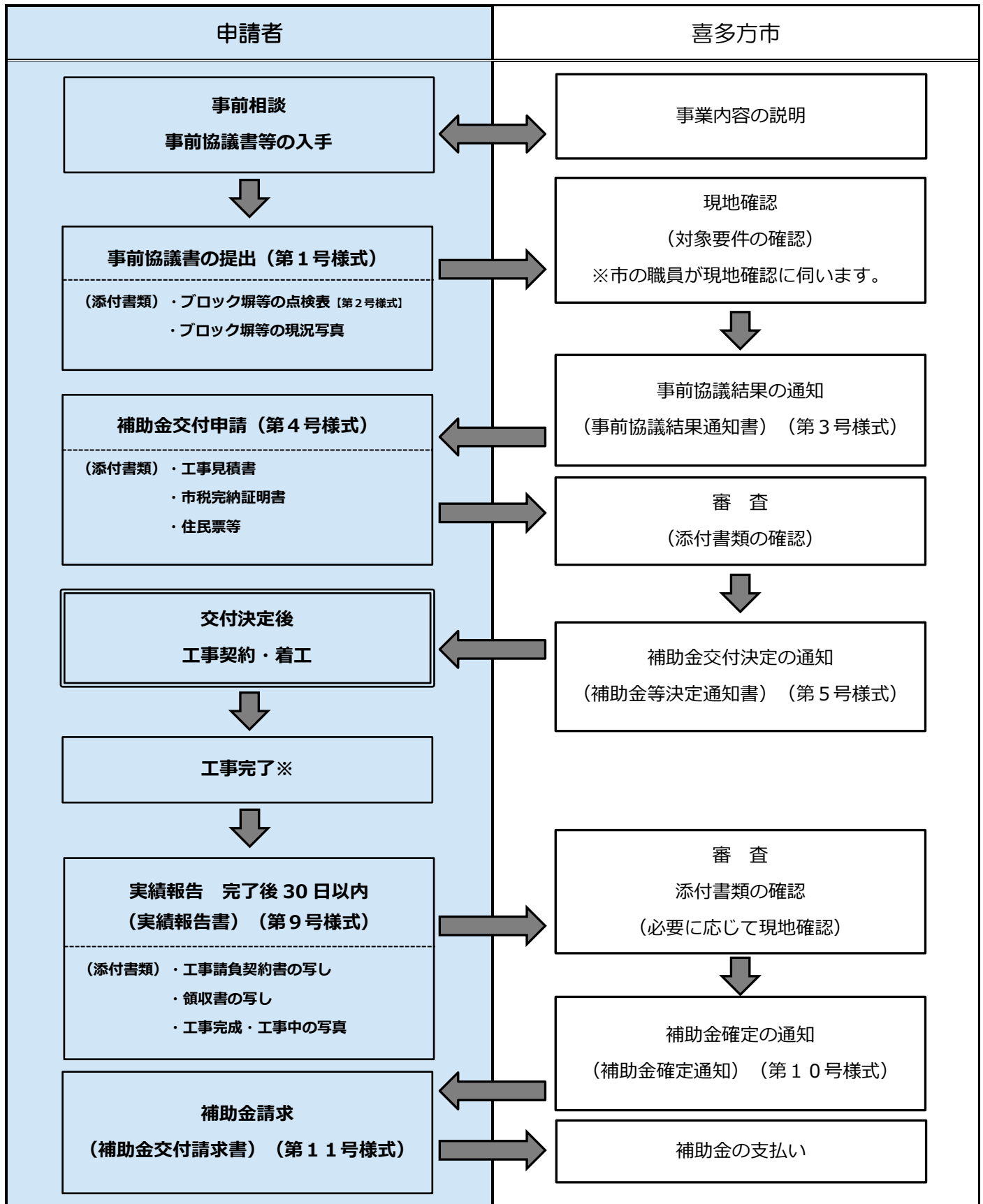
### 【注意】

※事前相談のうえ申し込んでください。申請前に工事契約または工事着手した場合には、補助対象になりませんので、ご注意ください。



【お問合せ先：喜多方市役所 都市整備課 営繕住宅係 TEL0241-24-5246】

## 『喜多方市ブロック塀等安全対策事業』の流れ



※【注意】工事費の支払いと補助金の振込時期について

本事業においては、申請者の方が工事施工業者へ工事費をお支払いしていただいたことを確認した後に、補助金を申請者の方へ振込させていただきます。

そのため、市から補助金が振り込まれる前に、工事費を全額お支払いしていただく必要がありますので、事前に資金計画をご確認いただきますよう、お願いいたします。